



広報

しま

福祉テレホンサービス

☎ 0120・161624 (無料)

心身障害者の方への事業および行事などの情報を毎月1日と15日に内容を更新してお知らせします(24時間)。

資源保護のため、再生紙を使用しています。

平成 5 年

(1993年) 4/25 No. 884 発行: 東京都豊島区 編集: 企画部広報課 〒170 豊島区東池袋1-18-1 ☎3981-1111 <毎月5・15・25日発行>

あざやかな画面で見たい わが家のテレビ



テレビの画面が乱れているが電波障害の原因の建物があるが、それがない。そんな時のために「複合電波障害対策補助金交付要綱」を策定しました。

1 通常の電波障害対策
一般に電波障害とは、電波の経路にビルなどが建築され、それが電波をさえぎってテレビの画像が乱れることをいいます。その場合は比較的短い間に画像が悪化しますので、その時期を逃さず原因となつていビルを探し、その建築主等と直接協議してください。原因のビルが見当たらない場合は区までご相談ください。

2 近年の電波障害の傾向
ところが近年、都市の変化(中高層ビルの増加・集中)に伴って、数年の間に少しずつ画像が悪化していくケースが増えてきています。この場合の多くは、原因のビルを特定することが極めて困難になります。

3 複合電波障害対策
こうした原因ビルの特定が困難な電波障害(これを「複合電

波障害」といいます)を解消するための方法のひとつとして、既存の共同受信施設の管理者等のご協力を得て、その施設から複合電波障害を受けたお宅までケーブルを引き込み、テレビ電波を分配するという方法があります。豊島区では、この方法を行うお宅と、ご協力いただいた既存の共同受信施設の管理者等に補助金を交付しています。

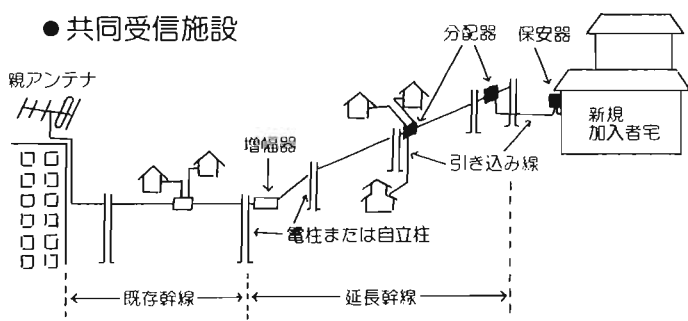
4 補助金交付の要件
① 調査結果: 区または公的機関の調査により、次のことが認められていること。
・ 障害の原因となつたビル等が特定できない
・ 画像評価が受忍限度を越えている
② 「管理協定書」: 既存の共同受信施設の管理者等と新規加入者との間で、今後の維持管理について協定書が取り交わされていること。

なお、補助金交付までの手続の流れおよび補助金の交付額は下表のとおりです。詳細: 建築関係係内線 3118

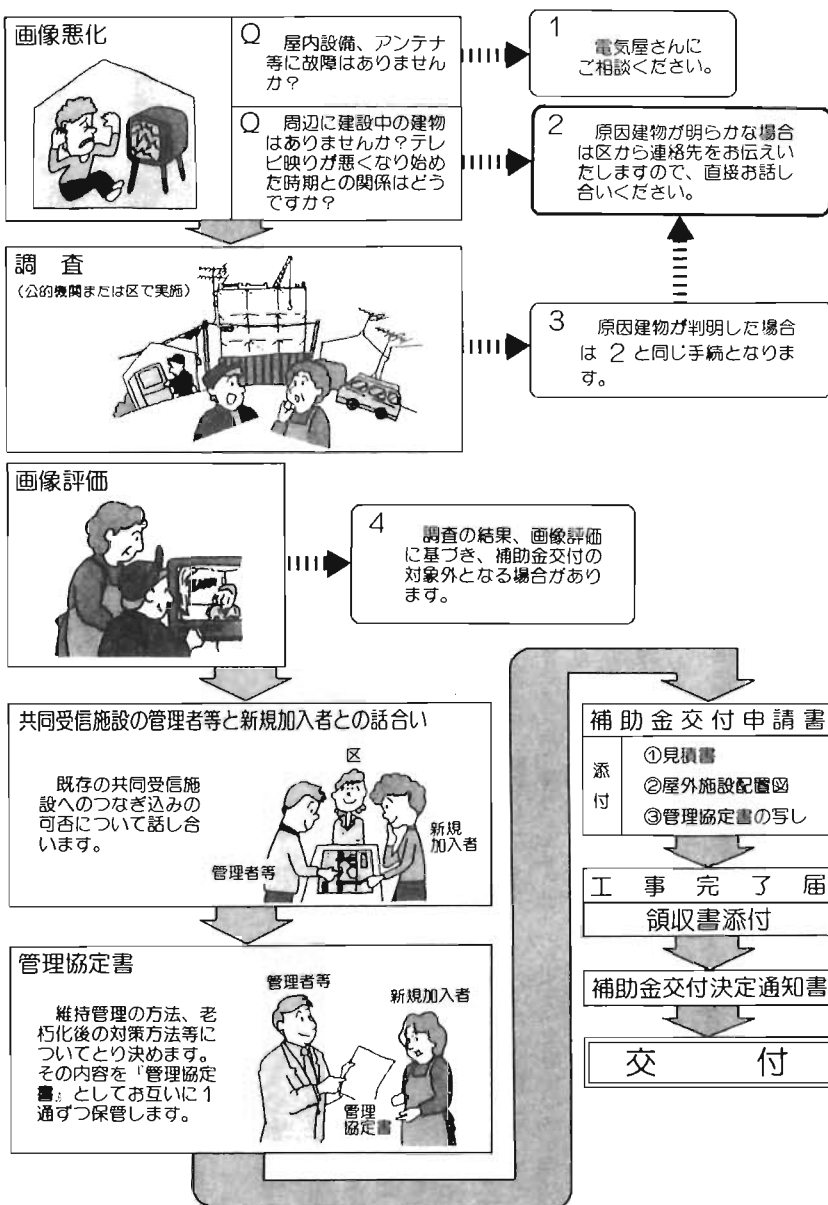
	新規加入1軒あたりの補助金の額	管理者等に対する補助金の額
新規加入1軒の場合	(既存施設の分配器から、引き込み線の工事費) 円 $\times \frac{2}{3}$ かつ 20万円以内	100,000円
新規加入が○軒の場合	※ (既存幹線の末端部分から延長幹線の分配器までの工事費) $\div$ ○軒 + (延長幹線の分配器から引き込み線の各戸の保安器までの工事費) 円 $\times \frac{2}{3}$ かつ 20万円以内	100,000円 $\times$ ○軒

※ただし、工事費の算定方法について、地元で特別な取決めのある場合は、そちらが優先します。

共同受信施設



●補助金交付までの流れ



第18回

豊島区憲法記念のつどい
「高齢型社会をともに生きる」とは



豊島区では、昭和51年以来、暮らしと憲法とのかわりについて、この「つどい」を通じて区民の皆さんとともに考えてきました。

第18回を迎えるにあたり、今年も講演会と映画の上映を行います。講演には、豊島区の行政情報公開審査会委員として、情報公開制度の充実に努められている立教大学法学部教授 新藤宗幸氏を講師に迎え、「高齢型社会をともに生きる」と題してお話しします。講演には手話通訳がつけます。講演終了後、三浦友和・田中美佐子・植木等ほか出演による、聴覚障害をもつ少年たちの青春をかけた感動のドラマを描いた映画「遥かなる甲子園」を上映します。

皆さんの多数の参加をお待ちしています。

5月7日(金) 午後1時開場
区民センター6階文化ホール
◇費用: 無料 ◇定員: 250名
(先着順) ◇申込み: 当日直接会場へ ◇詳細: 総務係内線 2212

住民健診

(無料・予約制)

成人病の予防には、バランスのとれた食事、適度な運動、十分な休養といった健康的な生活習慣や自分の健康状態を日ごろから把握しておくことが大切です。保健所では、豊島区医師会の協力により、結核および成人病定期健康診断を実施しています。受診の機会が少ない主婦や自営業の方は、ぜひお受けください。なお、すべて予約制になっていますので、電話等で必ず健診日を予約してください。

◇日程等：下表のとおり◇健診内容：①胸部エックス線間接撮影②尿検査③血圧測定④血液検査(肝機能、循環器、貧血、血糖等)⑤身体計測⑥保健指導⑦栄養指導 必要に応じて精密検査(心電図、眼底検査、胸部エックス線直接撮影)◇対象：15歳以上の区民の方。ただし、節目年齢健康診査、高齢者健康診査に今年度該当している方はご遠慮ください◇費用：無料◇

	4月	5月	6月	7月	8月
池袋保健所 (定員各回100名)	28日(水)	26日(水)	23日(水)	14日(水)	11日(水)
長崎保健所 (定員各回70名)	—	12日(水)	23日(水)	7日(水)	4日(水)
受付時間	午後1時～2時30分				

平成5年度健康教室

健康づくりの主役はあなたです。21世紀もいきいきと生活するためにぜひご参加ください。

◇日程等：左表のとおり◇会場：池袋保健所◇時間：午後1時30分～3時◇費用：無料◇申込み・詳細：池袋保健所予防課 3987・4171

日 程	内 容
5月19日(水) 6月10日(木) 2日制	「禁煙教室」 タバコをやめたい人、やめさせたい人の教室
5月31日(月)	「もつと体を動かしましよう」 生活の中で気軽に運動する工夫
7月1日(木)	「乳がん予防教室」 ふえている乳がんの早期発見のために
7月30日(金)	「眠れずに困っているあなたへ」 寝つきが悪い、眠りが浅いなど

お知らせ

豊島区役所
3981-1111

ふれあい入浴デー

区内在住の65歳以上の方と小学生以下のお子さんは無料で入浴ができます。

◇実施場所：区内普通公衆浴場◇実施時間：営業時間中◇利用方法：ことぶきの家利用証等、年齢を確認できるものを提示していただくか、各浴場窓口でふれあい入浴デーを利用する旨を申し出てくださ

結婚50年・60年・75年のご夫婦に記念品をお贈りします

高額療養費の自己負担限度額が改定されました

国民健康保険課から

高額療養費とは：同じ方が、同じ月に、同じ病院等で診療を受け、支払った自己負担額(保険対象外を除く)が一定の金額(限度額)を超えた場合に、申請によりその超えた金額があとで払い戻しになるものです。

平成5年4月に国民健康保険法施行令等が改正され、5月以降診療分から、皆さんが負担される高額療養費の限度額が下表のように改定されました。

表にありますように、被保険者の負担軽減のため次のケースの場合は、自己負担限度額を引き上げています。

●高額療養資金をお貸しします。高額療養費が支給されるまでには、審査などの関係で相当の日数がかかります。その間、医療費が高額のため医療機関への支払が困難な方へ

平成5年5月診療分

	限度額(円)	多数該当(円)	世帯合算該当(円)
一般世帯(5年4月分まで)	63,000(60,000)	37,200(34,800)	30,000(30,000)
住民税非課税世帯(5年4月分まで)	35,400(33,600)	24,600(23,400)	21,000(21,000)

健康

◇対象：①金婚し昭和16年4月1日以降に婚姻の届出をし、50年に達した方②ダイヤモンド婚し昭和16年4月1日以降に婚姻の届出をし、60年に達した方または大正5年4月1日以降に婚姻の届出をし、75年に達した方③該当日の1年以上前から豊島区に住所を有していること◇申込み：電話でお申し込みください。なお、本籍地が豊島区以外の方は戸籍謄本の写しを提出してください。

◇訪問看護指導事業 40歳以上でご家庭においてねたきりの状態にある方やねたきりになるおそれのある方に、保健婦や看護婦、理学療法士、作業療法士が訪問してご相談に応じています。

◇訪問回数：月1～4回◇主な内容：①清潔保持、体位交換床ずれの予防等の看護方法②栄養を含めた療養方法③食事、衣服の着脱等日常生活動作の訓練方法等

耳の不自由な方の料理教室

和・洋・中華と料理のレパートリーを広げ、手作りの料理を囲みながらの楽しいひとときです。お気軽にご参加ください。

◇会場：衛生部分庁舎、池袋保健所、長崎保健所◇開催日数・時間：各会場毎月1回、午後1時～3時30分◇内容：体操、ゲームなど

在宅高齢者歯科訪問診療事業

歯の治療を受けたくても、出かけることができないおとしよりのために、歯科医師がご家庭を訪問し治療を行います。

◇対象：65歳以上の在宅でねたきりの方◇費用：原則として無料 ※ご本人の健康状態や歯の状態によっては治療できないこともありますので、事前に訪問調査をして可能な方に治療を行います。

◇申込み・詳細：保健指導係 内線2533・4

乳がん検診(無料)

6月1日～7月31日 豊島区医師会加入の指定医療機関◇対象：区内在住の30歳以上の女性(昭和39年3月31日以前に生まれた方)◇検診内容：問診、視診、触診◇費用：無料◇申込み

くらし

4月1日から区の組織が改正されました

改正内容は次のとおりです。新設の課 ①企画部長期計画策定担当課長 平成4年度で豊島区基本計画が終了したことにより、新たな基本計画を策定する。

②福祉部高齢者介護相談センター 介護を必要とする在宅高齢者に対する相談から介護までを一元化し、福祉・保健サービスを行う。

③都市整備部住宅計画課・住宅事業課 区の住宅関連施策は、これまで区民部管理課、高齢者福祉課、高齢者施設整備課、住宅対策担当課等6課で行っていたが、都市整備部に一元化し住宅対策の計画および供給・建て替えや区営住宅維持管理および住宅相談、住宅資金の融資あつせん等を統合的に行う。

④都市整備部アメニティ推進担当課長 快適な生活環境の再生・整備を図るため街づくりの事業調整などを行う。

◇詳細：組織・定数管理主査 内線2381

保険・年金

学生のおみなさん 国民年金の加入手続はお済みですか?

20歳になったら、学生の方も国民年金に加入することになっています。

国民年金に加入し保険料を納めていけば、在学中の病気やけがで重度の障害者になったとき、障害基礎年金が支給されます。

また、20歳から60歳まで40年間納めた方には、将来満額の基礎年金が支給されます。

◇課題：「民族と文化を考える」国際先住民年にちなんで◇詳細：社会教育係内線3455 空き缶回収機「くっかん鳥」増設再開のお知らせ

「くっかん鳥」を北部地区リサイクルルームに増設し、区内19か所となりました。なお、工事のため休止していた総合体育場の「くっかん鳥」も再開しています。どうぞ、ご利用ください。

◇詳細：リサイクル推進課事業係内線2492 使用済み乾電池の回収にご協力ください。

乾電池には水銀等貴重な資源が含まれています。回収することにより、環境にもやさしくなります。

回収箱は、区役所本庁舎1階各出張所、消費生活センターの14か所に加え、土・日曜日開館施設12か所に新たに設置します。

◇増設箇所：勤労福祉会館、区民センター、千登世橋教育文化センター、南大塚社会教育会館、千早社会教育会館、中央図書館、駒込図書館、巣鴨図書館、池袋図書館、目白図書館、福祉ホームさくらんぼ、北部地区リサイクルルーム

親子読書会に入りませんか

幼児から小学6年までの親子なら、どなたでも入会できます。小さい子には絵本や童話、紙芝居などを、お母さんたちが読んでくれます。大きい子は、一冊の本を読み合ってみるなどいろいろなことを話し合います。

どちらか本の中から飛び出して、何かを作ったり、どこかへ出かけたりもします。親子が本を読みながら、ふれあいを深める会です。だいたい月1回ですが、夏休み・冬休みには特別の会もあります。

◇詳細：各図書館または親子読書連絡会 小林 3917・6106

青年国際交流セミナー ボランティアスタッフ募集

◇資格：区内在住、在勤、在学で18～30歳の方◇内容：7月9日(金)～11日(日)に開催されるセミナーの運営の手伝い。週1回程度スタッフ会議に出席◇募集人員：男4名、女4名◇申込み・詳細：社会教育係内線3456

出張みどりの相談

区民園芸教室

菊の育て方および開花までの講習を行います。
5月25日(火) 午後2時から
南大塚社会教育会館大集室◇費用：無料◇定員：60名(申込み多数の場合抽選)◇申込み：5月7日まで往復はがきの往信裏面に住所、氏名、電話番号、復信表面に住所、氏名を記入し、「〒170 豊島区東池袋1の18の1 豊島区土木部公園緑地課」へ◇詳細：緑化推進係内線2958

小・中学生の保護者の方へ 就学援助の申請は お済みですか？

学校でかかる費用について、区から援助が受けられます。◇対象：①生活保護を受けている方②生活保護を受けていないが経済的事情により援助を必要とし、所得が一定基準以下の方援助が受けられる目安は、4人家族(父・母・小4・幼児)で、年間収入約500万円・年間所得約350万円以下の世帯。収入および所得が基準を上回っても、特別な事情により援助が必要の方はお申し出ください◇援助されるもの：給食費、学用品費、遠足代、修学旅行費等◇申込み：各学校または学務課へ。豊島区外の小・中学校に通学し、通学区から援助を受けられない方は、直接学務係へ◇詳細は：学務係内線3433

東京都青少年洋上セミナー 参加者募集

洋上での研修や訪問都市(天津、北京、上海)での現地青少年との親善、交歓、視察などを通じて国際的視野を広げ、教養を高めよう。
◇研修期間：7月22日(木)～8月6日(金)(16日間)◇対象：都内に一年以上居住する高等学校等の学生で、20歳未満の者◇推薦人員：応募者の中から男女各1名を区教育委員会が選考して東京都へ推薦します。
◇申込み・詳細：4月30日まで社会教育課管理係内線345

シロアリ

4月の下旬から5月の初旬にかけて、黒い羽アリを見かけたからシロアリを疑ってください。普段目につかないシロアリも、この時期になると集団で飛び立ちます。特にふろや台所付近から、たくさんの羽アリが出てきたら要注意です。シロアリの見分け方は左表を参考にしてください。わからない場合は、専門の業者や当係に相談してください。業者に頼む場合は、トラブルの原因にならないよう方法や経費などを前もって確認しておくことが大切です。

種類	羽の大きさ	羽の枚数
シロアリ	4枚ともほぼ同じ大きさ	4枚のうち後2枚小さい
一般のアリ	2枚の大きさ	2枚の大きさ

5月の巡回教育相談

区内の各児童館で、お子さんの教育上の悩みなどとの相談に応じていますので、お気軽にご利用ください。
なお、教育センターでは、面接等による教育相談や電話相談も行っていますので、合わせてご利用ください

日	児童館名	時間
1土	目黒	午前9時～正午
6木	南長崎第一	午前9時～正午
7金	南長崎第二	午前9時～正午
10月	長崎	午前9時～正午
11火	長崎第二	午前9時～正午
13木	要町第一	午前9時～正午
14金	要町第二	午前9時～正午
17月	高松	午前9時～正午
18火	駒込	午前9時～正午
20木	西巣鴨	午前9時～正午
24月	西巣鴨	午前9時～正午
25火	南大塚	午前9時～正午
27木	上池袋第一	午前9時～正午
28金	上池袋第二	午前9時～正午
31月	東池袋	午前9時～正午

施設見学会参加者募集

区内のいろいろな施設を、マインクロスで1日ご案内します。午前9時30分～午後3時30分(予定) 5月12日(木)(個人・区内在住の方)、13日(金)(団体・区内で構成されている団体。ただし、昨年参加された団体は除く)
申込み：4月26日(火)まで電話で◇詳細：広聴係内線2141・2

心身障害者福祉 手当等の手当 額が改正されました

平成5年4月分から手当額が下表のとおり増額されました。
◇詳細：障害者福祉係内線2617・9

	手当名	手当月額(円)	
		旧	新
国制度	特別障害者手当	23,450	24,630
	障害児福祉手当	13,180	13,390
	福祉手当(経過措置分)	13,180	13,390
区制度	心身障害者福祉手当	①13,500	14,000
	福祉手当	②10,500	11,000
	難病患者福祉手当	13,500	14,000

※上記②は所得制限等で①が受給できない方です。

カラオケ教室 60歳以上の区民の方へ

5月11日～6月29日までの毎週火曜日(全8回) 午後1時30分～3時 西巣鴨ことぶきの家◇内容：流行の新曲ほか◇講師：東京カラオケ研究会 高橋節子氏◇費用：無料◇定員：50名(先着順)◇申込み：4月26日から当館窓口へ(電話不可)◇詳細：当館3918・4197

フオークダンス教室

5月10日～9月29日までの毎月第2・4月曜日(9月は毎週全12回) 午前10時～11時30分 東池袋ことぶきの家◇内容：やさしいフォークダンス◇講師：武井道子氏◇費用：無料◇申込み：4月26日から当館窓口へ(電話可)◇詳細：当館3971・0781

手作りのひととき

5月13・20・27日(木) 午後1時30分～3時 東池袋ことぶきの家◇内容：ガラスの絵皿(当館に見本があります)◇費用：500円(材料費)◇定員：20名◇申込み：4月26日から当館窓口へ(電話可)◇詳細：当館3971・0781



手作り教室(袋物)

5月13・20日(木) 午後1時30分～3時30分 高田ことぶきの家◇内容：フナ袋、お手玉◇講師：大澤袋物研究所講師 小林実千世氏◇費用：2千円◇定員：20名(先着順)◇申込み：4月26日から費用を添えて本人が直接当館窓口へ◇詳細：当館3988・8601

健康講演会

4月27日(火) 午後1時30分～2時30分 要町ことぶきの家◇講師：長崎保健所長 森智代◇費用：無料◇定員：50名(先着順)◇申込み：当館窓口か電話で◇詳細：当館3995・2281

ぼくたち へんしんスライム

第15回未来の科学の夢絵画展
幼稚園の部奨励賞

岩崎貴拓くん(5歳)
池袋本町4丁目在住、こさくら幼稚園



受賞作「ぼくたち、へんしんスライム」

「将来の夢はサッカー選手」という岩崎貴拓(たかひろ)くん。第15回未来の科学の夢絵画展(池袋発明協会主催、文部省ほか後援)で、幼稚園の部の奨励賞を受賞した。同絵画展は、子どもの夢や創造力を伸ばすことを目的として開催されるもので、今回も全国の小中学生、幼稚園・保育園児から1万点を越える応募があった。都内の幼稚園児で受賞したのは、貴拓くんを含めて3人だけ。受賞作の題名にある「へんしんスライム」は、ファミコンのキャラクターからとったという。カラーでお見せできないのが残念だが、クレヨンと絵の具を使ったのびのびと描かれたもので、非常に色彩感覚にすぐれた作品。私には全く絵心はないです。だから絵のかき方を教えるというのではないです。むしろ、教えないようにしているんです。子どもが思ったものを自由に描かせたいと思います」と語るお父さんの謙さん。いまの子どもたちは、小学校に入る前から学習塾などに通われ、型にはまった教育を受けることが多い。そのような育て方が、子どもの本来持っている夢や創造力を次第に奪ってしまうのではないだろうか。貴拓くんのお父さんの話を聞いていて、そんなことを考えさせられた。横で聞いていた貴拓くんは、「サッカーしてるよ」と元気に外へ飛び出していった。

保健所カレンダー

5月

● 受付時間は下記の()の時間です。

事業名	池袋保健所 ☎ 3987-4171	長崎保健所 ☎ 3957-1191
乳児健康診査(4カ月児) (5年1月生まれの方)	11、18日(火) (1:00～2:00)	11、25日(火) (1:30～2:30)
1歳6カ月児健康診査 (3年11月生まれの方)	7、14日(金) (9:00～10:00)	13、27日(木) (9:00～10:00)
3歳児健康診査 (2年4月生まれの方)	11日(火)(9:00～10:00) 25日(火)(1:00～2:00)	6、20日(木) (1:00～2:00)
3歳児心理相談	11日(火)(9:00～10:00) 25日(火)(1:00～2:00)	6、20日(木) (1:00～2:00)
3歳児歯科健康診査 (2年4月生まれの方)	11日(火)(9:00～10:00) 25日(火)(1:00～2:00)	6、20日(木) (1:00～2:00)
歯科衛生相談 (4歳未満の方)	6、13、20、27日(木) (9:00～10:30)	11、18、25日(火) (9:00～10:30)
産婦健康診査	11、18日(火) (1:00～2:00)	13、27日(木) (1:30～2:30)
乳幼児健康診査に伴う 母親の結核検診	11、18日(火) (1:00～2:00)	11、25日(火) (1:30～2:30)
ツベルクリン反応検査 (4歳未満の方)	11、18日(火) (1:00～2:00)	11、25日(火) (1:30～2:30)
結核予防接種(BCG) (4歳未満の方)	13、20日(木) (1:00～2:00)	13、27日(木) (1:30～2:30)
風疹抗体検査	毎週水曜日 (9:00～10:30)	毎週月曜日 (9:00～10:30)
一般健康相談 (健康診断日)	毎週水曜日(9:00～10:30) (事業所健診は予約制)	毎週月曜日(9:00～10:30) (事業所健診は予約制)
一般健康相談 (健診結果、診断書交付)	一般健康相談(健診)の翌週 月曜日(9:00～10:30)	一般健康相談(健診)のその週 金曜日(9:00～10:30)
成人病相談	12日(火) (1:00～2:30)	7、21日(金) (1:30～2:30)
成人歯科相談	26日(木) (1:30～2:30)	—
心の相談	14、28日(金) (電話予約)(1:30～2:30)	14、28日(金) (予約制)(1:30～2:30)
療育相談	17日(月) (1:00～2:30)	—
機能訓練	17日(月) (1:00～1:30)	21日(金) (1:30～3:30)
母親学級	7、14、21、28日(金) (1:00～3:30)	12、19、26、6/2日(木) (予約制)(1:00～3:30)
健康体操教室	毎週月曜日 (10:00～11:30)	毎週月曜日 (10:00～12:00)
酒害相談	10、24日(火)(1:30～) (事前にご相談下さい)	—
高齢者心の相談	—	11日(火) (予約制)(1:30～3:30)
胃がん検診	—	12、19、26日(火) (予約制)(8:45～)
住民健診	26日(木) (予約制)(1:00～2:30)	12、26日(火) (予約制)(1:00～2:30)
ダイヤケア	毎週火・水・金曜日 (事前にご相談ください)	毎週月・水・木曜日 (事前にご相談ください)
エイズ電話相談	9:00～12:00、1:00～5:00(閉庁日を除く)	—

母子健康相談5月の日程

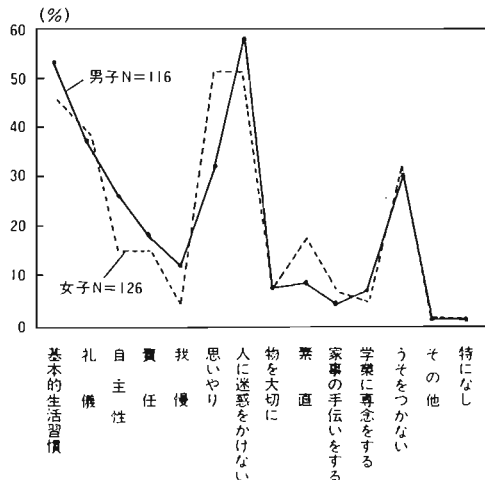
池袋保健所担当分	6日(木)	午後1時30分～2時30分	池袋保健所
	11日(火)	午前9時30分～10時30分	巣鴨児童館
	12日(水)	午前9時30分～10時30分	西池袋児童館
	17日(月)	午後1時30分～2時30分	第十出張所
	18日(火)	午前9時30分～10時30分	高田児童館
	21日(金)	午前9時30分～10時30分	池袋第一児童館
	25日(火)	午前9時30分～10時30分	南大塚児童館
		午後1時30分～2時30分	池袋第二児童館
長崎保健所担当分	12日(水)	午後1時30分～2時30分	第九出張所
	17日(月)	午後1時30分～2時30分	長崎保健所
	18日(火)	午後1時30分～2時30分	南長崎第二児童館
	20日(木)	午前9時30分～10時30分	南長崎第二児童館
	21日(金)	午前9時30分～10時30分	要町第一児童館
	26日(水)	午前9時30分～10時30分	要町第二児童館

家庭生活

(小中学生の子どもがいる方に)

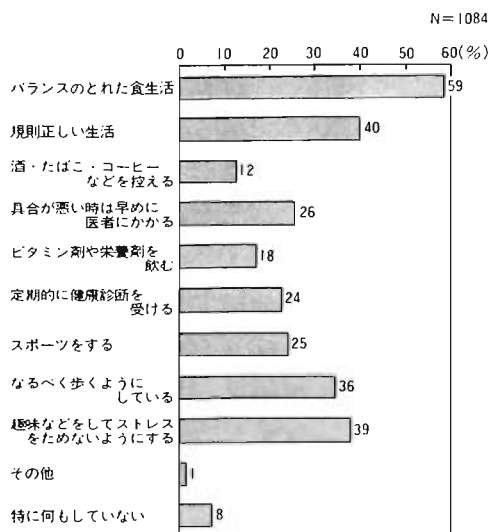
問 あなたがお子さんのしつけで特に気をつけていらっしゃるのとはどのようなことですか。男女別に三つまでお知らせください。

○男女で差のあるしつけ。女子は「思いやり」「素直」、男子は「自主性」「我慢」



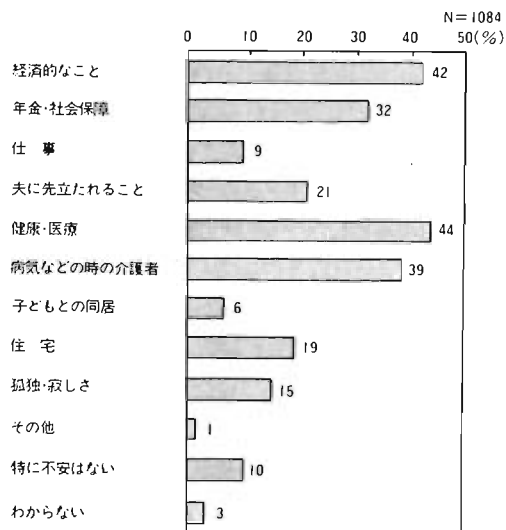
問 あなたがご自身の健康づくりのために、心がけたり、実行したりしていることがありますか(いくつでも)。

○健康のための心がけは、日常生活習慣から



問 あなたは老後の生活を考えた場合、何か不安なことはありますか。(いくつでも)

○90%の人が老後に不安を感じている



区民の皆さんには、お忙しい中を快くご協力いただき、ありがとうございます。今回掲載した結果は、調査の一部です。詳しい内容は、エポック10、またはお近くの出張所でご覧いただけます。◇詳細：エポック10(男女平等推進センター) ☎5954・15

女性の生活実態・意識調査

エポック10では、社会の変化に即応した女性施策推進のための基礎資料として、昨年の10月下旬から11月

にかけて、区内にお住まいの女性の生活実態と意識の調査を実施しました。調査の対象は、20歳から65歳ま

での方で、1,084名の方にご回答をいただきました。集計結果は、今後の施策決定に活用してまいります。

N=回答者総数

n=各質問の該当者数

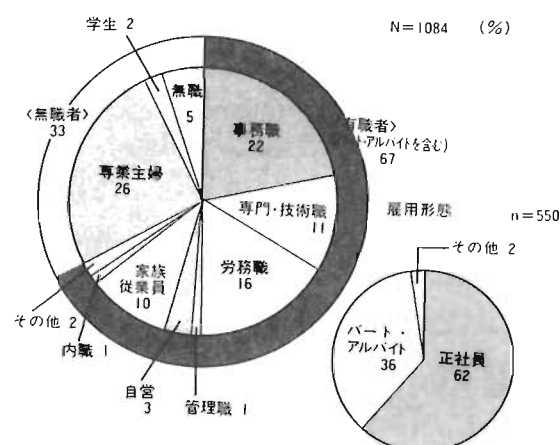
就労状況

問 あなたは現在職業をお持ちですか。次の中のどれにあたりますか。

(勤め人の方に)

問 あなたは正社員(職員)ですか。それともパート・アルバイトですか。

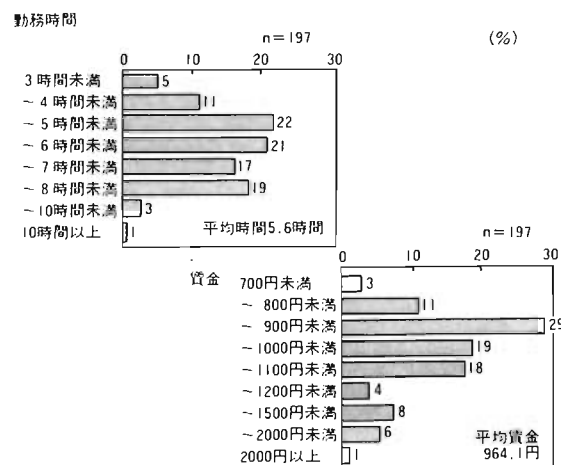
○有職者は67%、内訳は正社員62%、パート・アルバイト36%



(パート・アルバイトの方に)

問 1日の平均勤務時間は何時間ぐらいですか。また、1時間当たりの賃金をおよそで結構ですからお知らせください。

○パート・アルバイトの平均勤務時間は5.6時間、1時間当たりの平均賃金は964円



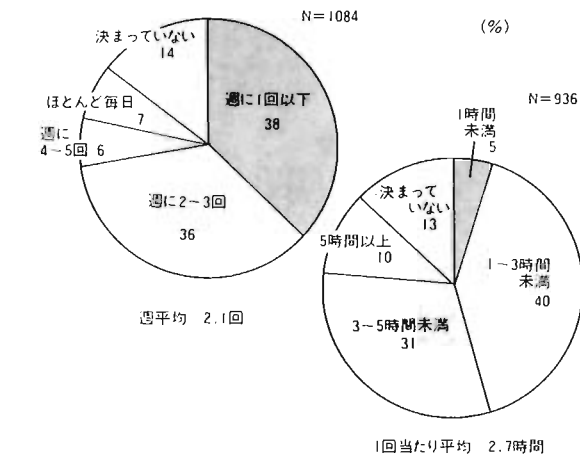
社会参加

問 あなたは日常品の買物や仕事以外の目的で週に何回くらい外出しますか。

(外出頻度が決まっている人に)

問 その時の1回の外出時間は大体どのくらいでしょうか。

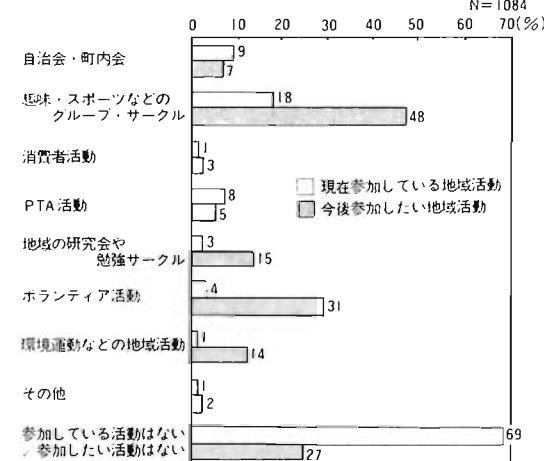
○外出の回数は週平均2.1回、1回当たり2.7時間



問 あなたは現在次にあげるような地域活動に参加していますか。(いくつでも)

問 次の中に今後、参加したい(続けたい)と思われるものがありましたら、すべてお知らせください。

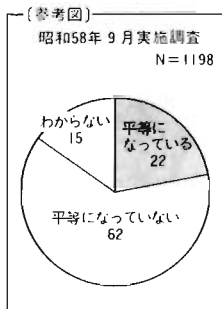
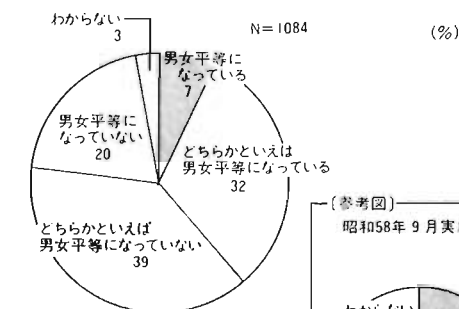
○参加したい活動は「趣味・スポーツなどのグループ・サークル」「ボランティア活動」



男女平等意識

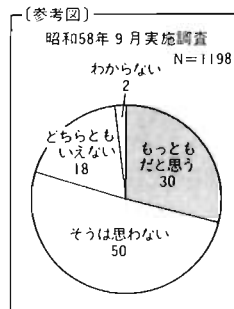
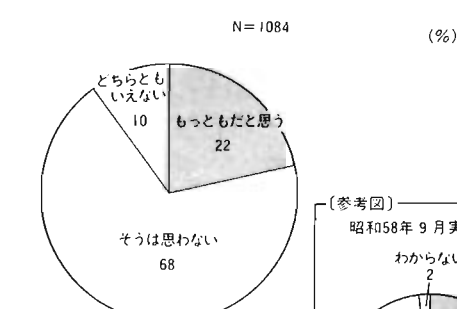
問 あなたは今の世の中は男女平等になっているとお考えになりますか。

○「男女平等になっている」「どちらかといえばなっている」を合わせると39%



問 「男は仕事、女は家庭」という考え方がありますが、これについてあなたはどのようにお考えになりますか。

○「男は仕事、女は家庭」に「そうは思わない」が68%





安らぎと潤いに満ちた都市空間をつくるために

豊島区アメニティ形成条例を制定

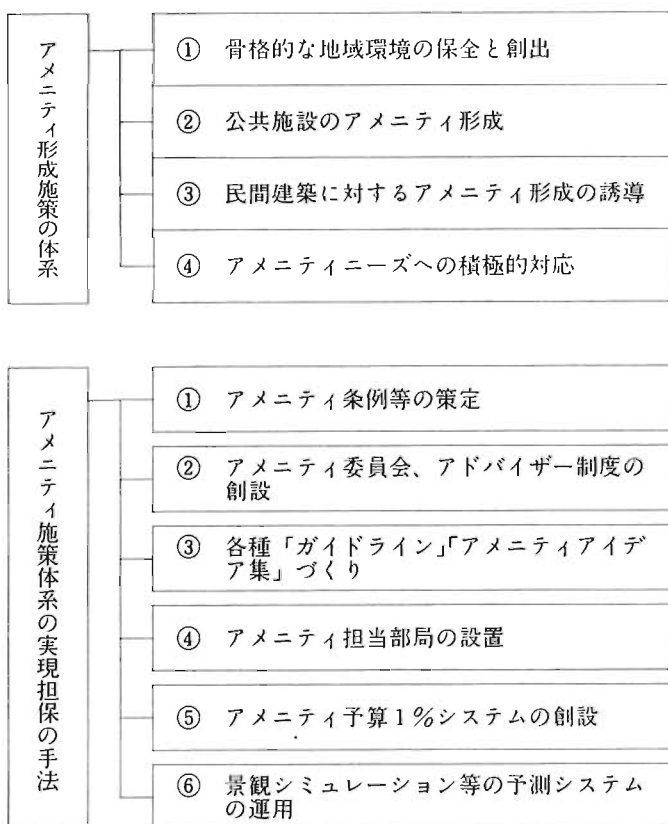
あの街並みが、あの建物がこうだったらいいなあ。あそこに豊かなみどりがあったら素敵なおまじになるのに…。魅力的なまちの空間づくりをみんなで考えてみましょう。

区では、昨年6月に策定した「豊島区アメニティ形成基本計画」に基づき、本年3月の第1

回区議会定例会において「アメニティ形成条例」を制定しました。

この条例により、区では区民や事業者等の協力を得て、これまで以上に積極的に、快適な都市空間をつくるというテーマに向けて、新たな施策を展開していきます。

【アメニティ形成施策の体系と手法】



(アメニティ形成の目標)

基本目標

- ・季節や歴史が感じられる街
- ・誰もが安心して過ごせる街
- ・にぎわいと魅力にあふれる街

計画の目標

- ・ヒューマンなまちの特徴を生かす
- ・明確な考え方でまちをつくる
- ・等身大の美しさを目指す
- ・使う人の立場にたってゆとりとわかりやすさをつくる

アメニティ形成基本計画（以下「基本計画」という）は平成4年6月に策定されました。「アメニティ」とは、通常は「快適な環境」と訳され、場所、状況、環境などの快適さをもたらすものを意味しています。平成2年度に策定された基本計画の上位計画である「豊島区地区別整備方針」では、「人々の生活に密着した環境と空間の質の面を重視した、潤い、住心地、にぎわいなどの言葉に象徴される概念がアメニティである」と規定しています。そして「豊島区のような都市においては、アメニティの形成、特に歩行者・生活者の視点からみた戶外空間の快適性を確保していくことが必要である」と記述しています。基本計画および形成条例では、この規定を受け「アメニティ」という言葉をつかっています。

豊島区のアメニティ

豊島区アメニティ形成条例（要約）

1. 目的 快適なまちづくりを実現する。
2. 基本理念 多様な価値を尊重し、人間性と地域性を踏まえて、安らぎと潤いに満ちた都市空間を形成することを目標とする。
3. 「アメニティ形成」の定義 戶外空間の快適性を創出し、維持し、または増進させることをいう。
4. 区の責務 アメニティ形成に関する施策を総合的に実施しなければならない。実施にあたってはアメニティ形成指針を定める。
5. 区民および事業者の責務 主体的にアメニティ形成に努め、区の施策に協力しなければならない。
6. 行為の届出
 - ①建築物：新築、増築、改築、移転、大規模な修繕、大規模な模様替、外観の過半にわたる色彩の変更
 - ②工作物その他規則で定める工作物：新築、増築、改築、移転、外観の過半にわたる色彩の変更
 - ③屋外広告物のうち、広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、または表示されたもの：設置、改造、移設、修繕、外観の過半にわたる色彩の変更
 - ④土地の形質の変更
 - ⑤その他アメニティ形成に影響を及ぼすと認められる行為
 なお、国もしくは地方公共団体またはこれらが設立した法人は以上の行為をするときは区に通知し、必要に応じて協議する。
7. 届出に対する助言、指導 届出行為に対し形成指針に基づき助言、指導する。
8. 特別推進地区およびアメニティ形成重要建築物等の指定 歴史的または文化的価値を有する建築物および工作物と一体をなして快適な戶外空間を維持している地域ならびに重点的にアメニティ形成を推進する必要があると認められる地域を特別推進地区として指定できる。同地区内においてアメニティ形成上重要な価値を有する建築物および工作物をアメニティ形成重要建築物等として指定し、保存のために必要な援助をすることができる。
9. 表彰 アメニティ形成に著しく寄与した者について表彰できる。
10. 公表 届出をしない者または虚偽の届出をした者は公表できる。
11. アメニティ形成審議会の設置

委員構成	学識経験者	7人以内
	区議会議員	6人以内
	区職員	3人以内

*条例は4月1日から施行する。行為の届出は7月1日から施行する。

施策展開

- (1) 区施設の建設等に対し積極的なアメニティ形成に努めていきます
この条例に基づき、次のような施策を展開いたします。
区が実施する施策（建築物の建設、道路の整備、みどりやひろばづくりなど）に、創意工夫をこらしアメニティ形成に努めます。
- (2) アメニティ形成の届出制度がはじまります。
7月1日から、一定規模以上の建築物、工作物、広告物として記念碑や彫像の設置などアメニティ形成上影響がある行為について届出をお願いします。この届出に基づき、別に定める形成指針を活用し、施行者や設計者と協議していきます。何がアメニティ形成かを共に考えていただきます。
- (3) アメニティ形成指針を策定します。
アメニティ形成上の方向を定めた形成指針を定めます。
- (4) 特別推進地区を指定します。
歴史的または文化的なまちの環境を維持している地区や街並みの変化が激しい地区を特別推進地区として指定し、地区オリジナルの形成指針をその他の形成指針に付加して定め、きめ細かな助言、指導を行います。
- (5) アメニティ形成審議会を設置します。
アメニティ形成意識を、区職員はもとより区民、事業者等が常にもち、主体的な創意工夫によりまちを創造していくことが大切です。説明会、研修、アイデア事例集の編集などを通じてその醸成、啓発に努めます。
- (6) アメニティ・アドバイザーを置きます。
アメニティ形成のため、専門的見地から、区や区民、事業者等に形成指針に基づき助言、指導を行います。
- (7) 意識の醸成、啓発を行います。
アメニティ形成意識を、区職員はもとより区民、事業者等が常にもち、主体的な創意工夫によりまちを創造していくことが大切です。説明会、研修、アイデア事例集の編集などを通じてその醸成、啓発に努めます。

◇詳細：アメニティ推進担当
内線281657

骨髄バンク事業のご案内

昔は有効な治療法がなかった白血病、再生不良性貧血、先天性免疫不全症などの病も、今日では骨髄移植という治療法により、患者さんが健康を取り戻せるようになりました。ただし、移植された骨髄がうまく機能するためには、患者さんの白血球の型（HLA型）が、骨髄を提供して下さる方（ドナー）と一致してはなりません。

そこで、厚生省の指導により財団法人「骨髄移植推進財団」（平成3年12月設立）が主体となり、日本赤十字社の協力を得て、「骨髄バンク事業」が、昨年1月から開始されました。当面の目標として、5年間で10万人の

ドナー登録をめざしています。今年2月末現在、ドナー希望者は1万7千796名です。骨髄移植推進財団では、移植を希望する患者さんたちのため、さらに多くの方々からのドナー登録と骨髄提供をお待ちしています。

◇ドナー登録できる方：①骨髄提供について必要かつ十分な説明を受け、骨髄提供の内容について十分理解したうえで同意した方②年齢20歳～50歳までの健康な方③体重・男45kg以上、女40kg以上④骨髄提供について家族の同意を得ている方：以上すべての条件を満たしている方です◇詳細：（財）骨髄移植推進財団 ☎3355・5041

消費生活センターから簡単でできる野菜のおやつ（保育付）

お子さんの嫌いな野菜でも工夫しだいで、体に良いおやつに変身。おやつ作りに挑戦してみませんか。

5月10日（月）午後1時30分～3時30分 消費生活センター実習室◇献立：①ほうれんそうクッキー②かぼちゃクッキー③にんじんゼリー◇講師：栄養改善普及会副会長 望月美喜子氏◇費用：無料◇定員：30名（申込み多数の場合抽選）◇申込み：往復はがきに料理教室希望、住所、氏名、年齢、電話番号、保育（2～6歳児）希望の方は児童名・年齢を記入し、4月30日（必着）までに「〒170 豊島区北大塚1-15の10消費生活センター」へ◇詳細：当センター ☎3940・6831

「情報サービス会員」募集 あなたの手に 消費生活情報を届けます

お仕事をお持ちの方、また消費生活センターへ来る機会のない方のために、郵送で直接、消費生活に関する様々な情報をお届けいたします。次のような資料を奇数月に送付予定です。どうぞご利用ください。

◇送付資料：消費者だより「ひまわり」「食と生活」「くらしの危険」「かしこい消費者」「物価とくらし」「くらしの豆知識」冊子・パンフレット類◇申込み：5月21日までに50円切手4枚を同封のうえ「〒170 豊島区北大塚1-15の10消費生活センター」情報サービス会員係へ◇詳細：当センター管理係 ☎3940・6831

「あなたも消費生活相談員です」 増えるお金の山道

「だいたい〇〇円」の魔法

「安いわ。先着〇〇名に、じやがいも、卵、人参をまとめて100円」の言葉につられて会場へ。会場は、紅白の幕の中、あるいはビルの一室、あるいは車の中など。口調すべらかなお兄さんが次から次へと日用品を取り出し、ただ同然の安値で売っていく。そのままだらけ問題は無いのですが、

●周囲の熱気にあおられ不要な物を買ってしまったのではないですか

●高額な割に粗悪な品物を買わされませんでしたか

●病気に効くと言われて買いましたが、怖そうなお兄さん方に囲まれ、会場を出るのに出られず、契約書にサインをしたのではありませんか。

最近、またSF商法が増えしてきました。日用品をただ同然の安値で売るなどして人を集め、冷静な判断ができないうような状態で高額、または粗悪な品物を買わせてしまう。例えば一般のお店で買えば20万円程度の羽毛布団が40万円もしたり、3万円もするローヤルゼリーを8本セットで買わせたり、このような商法をSF商法と言います。商品が市販のものに比べて高価なのは、ただで配っているものの代金が含まれているからです。体に効くという文句は、薬事法違反でもあります。損をしてまで商売する人はいません。

【規約には】

契約書を受けとってから8日間以内であれば、無条件解約ができます。書き方は左記のとおりです。

その他の中途解約の場合は、難しいケースもありますが、ご相談ください。

◇詳細：消費生活センター ☎3940・5515

＊3,000円未満の買付金は、商品外の商品はクーリング・オフができません。

クーリング・オフによる解約の書き方（例）

代表者 〇〇会社

〒〇〇〇〇 〇〇市 〇〇区 〇〇丁目 〇〇番 〇〇号

〇〇〇〇 〇〇〇〇

延滞を認むためハガキを添付

①クーリング・オフの期間がある商品（申込書や契約書など）を受け取った日から8日以内に

②書面で契約解除を通知（郵送品の場合は封筒に記入）すれば

③無条件で解約できます。

●解約手数料は不要

●支払済みの代金は全額返金

●返金費用は業者負担

「ポカポカ春びより」 食中毒にご注意！

春のおとずれとともに冷たい北風はどこかへ行き、野山や川は春の香りでいっぱい。縮んだ体を伸ばすかのように、行楽に出かける機会も多くなり、お弁当やおにぎりを持参し野外での楽しいひとときを過ごされることと思います。

そこで、食中毒など事故の多い楽しいひとときを過ごすために次のような注意を心がけてください。

①材料：新鮮なものを使い、よく火をとろす。生ものは使わない。なるべく当日調理する。

②ごはん：容器に詰めるときはなるべくおかずと別々にしてさましてから詰める。おにぎりを

「豊島区環境カレンダー」作成に協力してください

かんきょう観察員募集

身近な環境の調査を行い、情報を提供していただく「かんきょう観察員」を募集しています。皆さんからいただいた情報をもとに「豊島区環境カレンダー」を作りたいと思います。調査項目は次のとおりですが、一つの項目だけでも結構です。いずれも手引書を使い、簡単にできる調査です。ご協力をお願いします。

◇調査項目：

①雨の調査：自宅などで採取した雨の酸性度（PH）を測定します。都会に降る雨はどのくらい酸性なのでしょうか②野草の調査：街路樹の下や公園、空き地で、誰が植えたわけでもないのに芽を出し、花を咲かせる野草（ハルジオンやオオバコなど）があります。自然の少ない都会でも見ることのできる、野草を調べます③鳥の調査：公園や、自宅の庭などに飛んでくる野鳥を調べます④二酸化窒素調査（12月）：一年のうちで、最も大気が汚れているのは12月です。皆さんの周りの大気の汚れ（二酸化窒素）をバジルスプレーで測定します。

◇その他：身近な環境に関する情報を送ってください。なお、平成3年度の調査結果をまとめた冊子がありますのでご希望の方はご連絡ください。

◇申込み・詳細：公害対策課調査係内線2836

エポック10まつり 写真コンテスト

エポック10では、6月に開催する「エポック10まつり」の一環として写真コンテストを実施いたします。あなたのイメージを写真にして、どしどし応募ください。

◇テーマ：女と男のある風景

◇資格：区内在住、在勤、在学の方◇応募期間：5月20日（木）（必着）◇サイズ：カラープリント、サービスサイズ（六つ切りまで）◇審査：予備選の後、エポック10に展示（6月7日～12日）し、区民による投票を実施。それを参考に、実行委員会が審査します◇発表：表彰式は6月13日に会場で行います。入選作品には記念品贈呈、作品は6月末日までエポック10に展示します◇注意：①住所、氏名、年齢、職業、電話番号、題名を記入して、作品の裏面にちよう付してください②応募作品は、1年以内撮影した作品で、未発表のものに限ります③応募作品は返却しません◇応募先：詳細：エポック10（男女平等推進センター）〒170 豊島区西池袋1-11の1メトロポリタンプラザ10階 ☎5954・1015

第5回池袋演劇祭 キヤッツフレーズ募集

「演劇のまち池袋」のイメージアップとまちの活性化を目指し、「第5回池袋演劇祭」を、「としま区民芸術祭」と提携して開催するため、現在その準備をすすめています。

「池袋演劇祭」が多くの区民の皆さんに親しまれ、愛される演劇のまちにふさわしいキャッチフレーズを募集します。

◇応募資格：区内在住、在勤の方◇作品規定：未発表のもの。作品は返却しません◇賞：入選1点（賞金5万円）、佳作若干点（賞金1万円）◇締切り：5月15日（消印有効）◇応募方法：はがきに作品1点と住所、氏名、年齢、性別、電話番号を記入し、〒170 豊島区東池袋1-20の10区民センター内池袋演劇祭事務局へ◇詳細：当事務局 ☎3985・0960

CLEAN クリーン

選挙Ⅱ

ルールを守って きれいな選挙

頼めることはどうですか。Aこのような機会を利用する目的で連続して行えば、戸別訪問になります。Q二人以上の者が、それぞれ一戸ずつ訪問することはいいのですか。

Aお互いに意思を通じて行くと戸別訪問になります。

◇詳細：選挙管理委員会事務局内線3531

戸別訪問は禁止されています

戸別訪問とは「選挙に関し投票を得る目的で、または、投票を得させない目的で計画的に連続して戸別に選挙人の家を訪問すること」をいいます。選挙運動の期間前・期間中とも禁止されています（公職選挙法第138条）。

「戸別」とは、選挙人宅個々のみだけでなく、会社等も含まれます。一戸しか訪問しない場合でも、二戸以上を訪問する目的をもつていたときは戸別となります。

◇郵便投票を利用できる方：左表のとおり

◇詳細：選挙管理委員会事務局内線3531

身体障害者		身体障害者	
身体障害	1級または2級	身体障害	1級または2級
視覚の障害	1級または2級	聴覚の障害	1級または2級
聴覚の障害	1級または2級	言語の障害	1級または2級
言語の障害	1級または2級	運動機能の障害	1級または2級
運動機能の障害	1級または2級	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級または2級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級または2級	両上肢の障害	1級または2級
両上肢の障害	1級または2級	両下肢の障害	1級または2級
両下肢の障害	1級または2級	両上肢及び両下肢の障害	1級または2級
両上肢及び両下肢の障害	1級または2級	知的障害	1級または2級
知的障害	1級または2級	精神障害	1級または2級
精神障害	1級または2級	身体障害、知的障害、精神障害の複合	1級または2級
身体障害、知的障害、精神障害の複合	1級または2級	その他	1級または2級

